

# 神奈川県体操協会暴力行為等相談窓口設置規程

## (目的)

第1条 この規程は、「神奈川県体操協会（以下「本会」という。）及び加盟団体」における倫理委員会設置に伴い、スポーツにおける暴力行為等に関する相談および問い合わせ（以下「相談等」という。）に対応する体制を整備するため、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」（以下「相談窓口」という。）に関することを定めることを目的とする。

## (体制)

第2条 相談窓口は本倫理委員会の下に置き、その事務は、本会事務局総務担当（以下「本会担当部署」という。）が所掌する。

## (利用対象者)

第3条 相談窓口を利用できる者（以下、「利用対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 神奈川県体操協会加盟団体登録者及びその保護者。
- (2) 神奈川県体操協会加盟団体役職員。

## (相談内容の範囲)

第4条 相談窓口は、次の相談等に対応することができる。

- (1) 身体的・精神的暴力行為に関する事。
- (2) 身体的・精神的セクシュアルハラスメントに関する事。
- (3) 身体的・精神的パワーハラスメントに関する事。
- (4) ドーピング防止及び薬物乱用に関する事。
- (5) 不適切な経理処理及び不正行為に関する事。
- (6) その他法令違反に関する事。

2 相談窓口は、前項の(1)から(6)以外の事項については対応しないものとする。

## (相談等の方法)

第5条 相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面及び面会のいずれも可能とする。

2 前項の利用方法は、本会ホームページや等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

## (手続き)

第6条 相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者に対し、相談等の内容を確認する。

2 事案の相談等を受けた場合、倫理委員会は、事案の内容に応じて、委員会を開催し対応するものとする。

3 倫理委員会は、事案及びその確認並びに対応結果について、理事会及び評議員会に報告する

ものとする。

- 4 倫理委員会は、事案に応じて、処分（案）を審議し、理事会及び評議員会に上程するものとする。
- 5 理事会及び評議員会は、審議のうえ処分を決定する。
- 6 倫理委員会は、相談窓口を通じて、紛争状態にある相談等については、公益財団法人県体育協会、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構及び独立行政法人日本スポーツ振興センター等への相談および問い合わせを相談者に提案するものとする。

（情報の保護）

第7条 相談等に対応する役職員並びに倫理委員会委員は、正当な理由なく、相談等の内容を開示してはならない

（対応者の責務）

第8条 相談等を受けた相談者は、法令及び本会諸規定に基づき誠実に対応するように努めなければならない。

（補則）

第9条 その他相談窓口について必要な事項は、倫理委員会で定める。

附則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。